

3. 税制

特別法人税の凍結を継続するだけでなく、早期に廃止することが公的年金を補完する企業年金制度の普及には重要である。また、退職給付の給付形態（年金、一時金）での課税バランスについても企業年金制度普及の観点から見直すべきである。

4. 制度運営における年金数理人の確保と役割の拡大

今後、企業年金制度においては、確実な給付を行うための健全な年金財政運営がますます重要となる。年金制度の専門家であり、高い倫理観と厳しい規範遵守精神を堅持する年金数理人の確保および役割の拡大が必要である。

(1) 指定年金数理人制度

確定給付企業年金制度においても、継続的な財政診断および年金制度の運営全般に適切なアドバイスを行う指定年金数理人制度を導入することで、確定給付企業年金制度の健全な発展をさらに推進していくべきである（注2）。

（注2）加入者300名未満の簡易基準を採用している制度は、基礎率の保守的な設定が定められていることなどから、給付設計上、財政面での問題がない場合は、指定年金数理人制度の導入は任意とするのが現実的である。

(2) 確定給付企業年金の規約認可等への関与

今後急速に増大すると見込まれる確定給付企業年金制度の認可等の運営において、企業年金の専門家である年金数理人を活用し、短期間で効率的に審査する仕組みを導入することが考えられる。

具体的には、制度の認可等に係るチェックポイントを予め定め、年金数理人が過去の事例等に基づいてチェックした結果、加入者、受給権者の不利益がない等、一定の範囲の規約の認可申請を届出制とすることが考えられる。これは、企業年金の普及・発展という観点からも有意義である。また、チェック時にチェックポイントへの適合性に疑義が生じる場合には、当会を通じて厚生労働省窓口を確認し、この確認結果を当会から会員及び企業年金関係者等へ周知することで、より効率的な運営に資することも可能となる。

(3) 年金数理人の確保

以上を実現する上で、現在行っている日本年金数理人会の試験（能力判定試験）を年金数理人の資格付与の基本的な方法とするなど、年金数理人となる道を広げ企業年金制度拡充に対応する年金数理人を確保する必要がある。

以上